

(第1回変更) 契約変更の内容

契約変更年月日	令和 2年 6月 19日
契約業者名	阪神高速技研(株)
契約業者の住所	大阪府大阪市北区中之島3-3-23 中之島ダイビル23階
業務の名称	2019年度設計基準等に関する資料作成業務
業務場所	阪神高速道路(株)の指定する場所
業務種別	(その他)
業務概要	打合せ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1式 部分安全係数法適用に向けたトンネル関係基準の改定資料作成・・1式 部分安全係数法適用に向けた橋梁関係基準の改定資料作成・・・・1式 門型標識柱の柱梁接合部構造の検討・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1式 舗装設計基準の改定項目の検討・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1式 維持管理業務の効率化を目指す三次元モデルの構築・・・・・・・・・・1式 文書管理の効率化に向けた技術基準等整理・・・・・・・・・・・・・・・・1式 業務・共同研究契約ガイドラインの改定にかかる検討・・・・・・1式 鋼構造物標準図集改定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1式 付属構造物標準図集改定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1式
業務期間(自)	令和 1年 9月 19日
業務期間(至)	令和 2年 7月 31日
契約金額	49,830,000 円
変更金額	10,120,000 円 増
変更後の契約金額	59,950,000 円
変更理由	別紙のとおり

※金額は、税込みである。

変更契約理由書

2019 年度設計基準等に関する資料作成業務 第 1 回変更

3. 業務内容

3-1 部分安全係数法適用に向けたトンネル関係基準の改定資料作成【削除】

当初、別途実施している業務の検討成果を基礎資料として、これを基に課題の抽出及び整理を行い、改定資料を作成することを想定していたが、別途実施業務において課題が散見され追加検討が必要となった。これにより、別途実施業務で作成予定であった基礎資料が本業務期間内に作成できなかったため、本業務での実施が不可能と判断して削除する。

3-2 部分安全係数法適用に向けた橋梁関係基準の改定資料作成【変更】

橋梁関係基準の課題の抽出及び整理を行い、改定範囲が大きいことから、改定原案や新旧対比表の作成、改定内容をまとめた改定説明資料の作成のほか、社内での委員会審議を必要とすることから、委員会審議用の資料の作成を急ぎ実施する必要性が生じたため、本業務に追加する。道路橋示方書の改定に伴い、高欄及び中央分離帯の鉄筋配置等について急ぎ確認する必要性が生じたため、試設計を本業務に追加する。また、各種基準の改定案を作成したのちに委員会での審議を経て意見照会対応を予定していたが、委員会が延期となったため、意見照会対応および改定案の修正対応を削除する。

3-3 門型標識柱の柱梁接合部構造の検討【変更増】

対象とする門型標識柱の柱梁接合部の構造成立性を、FEA により検討するにあたり、対象とする接合部での照査内容と照査方法を整理したうえで、モデル化方法及び解析の载荷条件を決める必要があった。業務検討により、これらの条件を整理できたこと、引き続き本業務で FEA の実施と構造成立性の検討を実施することが合理的であり、かつ、検討した内容を設計基準や標準図集の改訂に反映していく必要があることから、本業務に追加する。

3-4 舗装設計基準の改定項目の検討【変更減】

小粒径ポーラスアスファルト混合物に関する規定を追加した舗装設計基準の意見照会を予定していたが、社内調整により意見照会を実施しなかったため、意見照会を踏まえた新旧対比表および改定案の作成を削除する。また、全面改定に向けて、現行基準にて陳腐化した課題を見直す必要が生じたため、本業務に追加する。

3-6 文書管理の効率化に向けた技術基準等整理【変更減】

電子化資料の選定及び整理を進めていくなかで、電子ファイルの数量が明確となったため、数量変更を実施する。通知文書の体系化について検討を進めるなかで、整理手法が想定と異なり、単価が変わるため、本業務での検討整理を削除する。

3-7 業務・共同研究契約ガイドラインの改定にかかる検討【追加】

「建設コンサルタント業務等における担い手確保に向けた評価基準の導入（通知）」を発出したが、今後の入札公告や契約図書運用について明確にするため、「建設コンサルタント業務等及び共同研究の実施に関するガイドライン」や「業務関係共通仕様書」に急ぎ反映する必要があると判断し、本業務に追加する。

3-8 鋼構造物標準図集改訂【追加】

阪神高速グループ内での意見照会結果を受けての図集の修正案作成を、急ぎ実施する必要が生じたため、本業務に追加する。

3-9 付属構造物標準図集改訂【追加】

阪神高速グループ内での意見照会結果を受けての図集の修正案作成を、急ぎ実施する必要が生じたため、本業務に追加する。また、修正案の作成において、内照式標識板の取り付け構造を導入するにあたり設計計算を急ぎ実施する必要が生じたため、本業務に追加する。

5 業務期間【変更】

業務内容の変更に伴う数量増、および、新型コロナウイルス感染症への対応による受託者の責に帰さない業務進捗の遅れが生じたことにより、業務期間を延長する。

以上